

論文審査の結果の要旨

氏名：野畑 健太郎

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

論文題名：シンガポール憲法史

審査委員：（主査） 教授

齋藤 康輝

（副査） 教授 博士（政治学）

岩崎 正洋

駒澤大学名誉教授

博士（法学）・博士（政治学） 西 修

本論文は、『シンガポール憲法史』（一学舎、2016年）という書物として公刊されたもので、わが国で初のシンガポール憲法史の体系書（論文）であり、その研究方法は、憲法規定の表面的な解釈にとどまらず、憲法規定を生み出した背景にある政治的・社会的諸事情を解明し、かつそれらの憲法規定が国家建設という至上課題といかに関わっていたかをも視野に入れた「憲法政治学」的アプローチをもとにしている。憲法学において未開の領域であるシンガポール憲法史に光を当て、その先進研究として傑出した内容を示すものといえる。

本論文『シンガポール憲法史』は、「まえがき」において、「本書は、シンガポールがイギリスからの独立、マレーシア（連邦）への加入、マレーシアからの分離・独立という独立国家建設過程の中で現れたシンガポールに特徴的な憲法現象の解明を考察の眼目とし、国家建設の過程でシンガポールの特殊事情を背景にして漸進的に整備されていった憲法体制とその基礎をなす憲法（典）の中身を直接の考察対象とする」ものであり、書物全体を通して、「憲法政治学」という立場から議論が展開されているところに大きな特徴がある。そこで扱われる規定は、議会制度、内閣制度、政党制、選挙制度、大統領制といった統治機構の主要な制度に関する諸規定から、マイノリティの権利保護など人権に関する規定まで多岐にわたる。そして、単にシンガポールというアジアの一国の憲法制度の記述に終始するのではなく、西洋由来の近代立憲主義の流れの中にシンガポール憲法を位置づけ、同国の近代立憲主義的諸制度が実効化していく過程を解明するとともに、それと相容れないようにみえるシンガポール独自の特殊事情を反映した諸制度が、その国家建設期において多民族社会シンガポールにおける国民統合を維持するために有効に機能し、シンガポールの憲法体制の基盤を確固たるものにしてきたことを明らかにしている。

本論文は、第一に、方法論として、「憲法政治学」というアプローチを採用しており、非常に注目される。さらに、本論文は、わが国においては、ほとんど先行研究が存在しない分野であるにもかかわらず、シンガポール憲法史に正面から向き合っている。したがって、本論文は、研究方法の点でも、研究対象の点でもオリジナリティ豊かな研究であり、その点を高く評価することができる。論文提出者は、憲法学上の文献を読み解く中で、シンガポール南洋大学での留学経験を含め、何度も現地調査（フィールドワーク）を行い、シンガポール固有の諸事情を研究した結果到達した方法論であり、もとよりシンガポール憲法史と

いう研究対象の設定それ自体が、西洋近代立憲主義の普遍性と相容れない憲法問題の考察を可能にしたといえよう。なお、本論文は、憲法学の分野における基礎研究、憲法解釈学、政策にかかわる憲法論、憲法史のいずれの領域においても高く評価される研究成果といえる点を付記したい。

とくに本論文における立憲主義のとらえ方は秀逸である。近代立憲主義の視点から、独立国家としての自律的条件が整備されていない国情下における一国の独立国家化を考察する場合、通常は近代立憲主義的色彩の稀薄さ、近代立憲主義の消極的ないし否定的な要素などが見出され、そこでは近代的憲法としての未成熟が問題視されることになるが、本論文では「近代立憲主義的視点に拘泥しすぎると、一国の独立国家化の本質とそれに対応する国情を無視することになりかねない」（同書、54頁）と指摘し、近代立憲主義に消極的・否定的な特徴を有する一国の憲法制度がその国にとって必然的なものであるという本質を等閑視してはならない旨を強調している。また、民主主義化に関しても、民主主義の成功に必要な前提条件が常に民主主義によって作られるわけではない点を喝破する。すなわち、民主主義のための前提条件をつくるプロセスに、民主的かそうでないかという尺度だけを当てはめることの無理を英国の事例をもとに論証している（同書、55～56頁）。さらに、緊急事態における立憲主義について、根本法規や緊急法の視点から独立国家化ないし憲法体制の構築を行う場合、憲法を政治目標達成のための手段として活用する現象が生じることに注目し、立憲主義に消極的ないし否定的な現象であっても、政治の場で政治の動きの結果として憲法が生み出され、そこで生み出された憲法は、政治の場の枠組みを決め、その枠組みの中で演じられる政治の目標を明らかにし、憲法を政治目標達成のための手段とするような政治が行われ、政治行動の基準が憲法に書き込まれるという現象が起きているという状況を丁寧分析している（同書、56～57頁）。本論文におけるこのような問題提起は、独立から成長・発展に向かう国家にとってきわめて重要な視座を提供しているといえよう。

第二に、本論文が「憲法政治学」という「政治学」にもかかわるアプローチを採用していることとも関連するが、憲法に関する研究、ないし法学の分野でのみ通用する研究ではなく、隣接分野である政治学においても十分に通用する内容であり、政治学の分野に対しても学問的な貢献をなし得るものだという点でも本論文は大いに評価できる。本論文は、時系列的にシンガポールの歴史を辿っているが、制度の変遷を単に追うだけでなく、それが多民族社会においてみられたこと、多民族社会ならではの取り組みがなされたことを丹念に説明することにより、政治学における Constitutional Engineering や Consociational Engineering ないし Consociationalism に関する議論にも示唆を与えている。

第三に、本論文は、内容的には、シンガポール一国の憲法史に留まらず、英米やフランス、さらに、日本の憲法ないし政治制度との比較の視点を有している。本論文は、一国を事例として取り扱いながらも、単眼的になることなく、複眼的な視点をもっている。具体的にいえば、本書においては、イギリス憲法との比較、英米の民主主義や立憲主義との対比、フランスの半大統領制とシンガポールの公選大統領制との比較、議員の政党間移籍の制限についての日本とシンガポールとの比較などが論じられている。本論文は、シンガポール憲法史を体系的に論じているとともに、シンガポールの憲法に関連する他国の憲法にかかわる論点にも注目し、丁寧な議論を展開しているため、その結果として、肉厚な内容となっている。先行研究そのものが少ないシンガポール憲法史であるが、上記のように関連した他国の憲法の研究者に対しても（さらに、政治学者にも）興味関心を惹起させるものであると思われる。

なお、本論文については、以上の功績を認めつつも、課題として次の点を指摘しておきたい。論文博士という性格上、既に公刊された単著が学位申請論文の元になるという点を鑑みると、やむを得ない部分があるかもしれないが、本書の体系性については、不鮮明なところがあることを否認しない。基本的に全文が書き下ろしに近いかたちでもいえる課程博士の場合には、学位申請論文の冒頭の序章なり第一章において、当該論文の問題意識とともに、分析の枠組みが明示された後、それに続く諸章において議論が展開されていくことが多い。もちろん、本書が冒頭の章において問題意識を明示するとともに、本書の行論を示しているとしても、本書全体を貫く分析枠組みの明確な提示という点から判断すると、その部分が弱いように思われる。また、その後続く諸章において取り扱われている論点が多岐にわたっていることが本論文を評価できる点となっている一方で、他方では、それがかえって体系性という点からみると、体系性の弱さへとつながってしまっているようにも思われる。

また、本論文は、第5章でシンガポールにおける「議員の党籍離脱と議席の喪失」規定を取り上げ、わが国の国会法109条の2規定（比例代表選出議員の政党移動の制限）との比較考察を行い、「議員が選挙のときに所属していた政党の党员であることをやめたり、その政党から除名されたり、またはその政党から脱退したときには、議員の資格を失う」シンガポール憲法の規定と「党籍離脱だけの場合議席を失わない」わが国の国会法の規定を対置し、シンガポール憲法の当該規定は、「党から除名された場合（ある党から他の党へ移る場合も同様であるが）にその議員が議会における議席を喪失することになるのは、政党国家的民主制の終局的な帰結だ」と述べたG・ライブホルツの見解と酷似している旨を指摘し、「ライブホルツやケルゼンのいう『議員の党籍離脱と議席の喪失』を実定憲法化する現象がシンガポール憲法に現れた」と解説している。これは、政党国家論の分野においてきわめて画期的な提言、分析であるといえる。ただしここで、政党国家的民主制の本質を明らかにするために、G・ライブホルツの主張に対する反論（＝議員が党籍を離脱しても必ずしも議席の喪失にはつながらないとする見解）が戦後のドイツ公法学に数多く見られることにもう少し留意すればなおよかったと思われる。D・グリムによる反論を引用しているが、それ以外にもライブホルツに対する批判に係わる見解に言及してほしかった。

それから、憲法政治学的アプローチの観点に立つならば、安全保障との関係にふれる必要があったかもしれない。シンガポール憲法第6条は、主権の保持について、警察軍または軍隊の指揮権放棄に厳しい制約を課している。小国としての脆弱性をいかに乗り越えようとしているのか、マレーシアから独立した後の安全保障政策はどうなっているのか、とくにマラッカ海峡をかかえ、今日の中国の南シナ海への進出に直面し、シンガポールが憲法との関係でどのように対応しているのかについての考察があればなおよかった。

以上、本論文には残された課題もあるが、望蜀の感もあり、これにより本論文の価値が聊かも減ずるものでない。本論文の成果は憲法学界、政治学界に裨益するところが大きく、「憲法政治学」の新地平を切り開くものと思料される。

よって本論文は、博士（法学）の学位を授与されるものに値するものと認められる。

以上

平成30年1月11日